

## 江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊による災害を防止するため、旧基準木造住宅の解体工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 旧基準木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法による木造住宅（階数が2以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建住宅。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

#### (2) 耐震診断

ア 江南市が実施する無料耐震診断で、愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年11月12日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅の耐震診断

#### (3) 旧判定値

一般財団法人日本建築防災協会「わが家の耐震診断」による評点をいう。

#### (4) 判定値

一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点をいう。

#### (5) 解体工事

地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを解体、運搬、処分する工事をいう。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

#### (6) 特定空家等

住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付国住市第350号）に規定する特定空家等をいう。

#### (7) 不良住宅

住宅市街地総合整備事業制度要綱に規定する不良住宅をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象は、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものとし、補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、市県民税及び固定資産税を完納している者で、かつ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(1) 延べ床面積が30㎡以上あるもの。

(2) 江南市が実施する無料耐震診断の旧判定値又は判定値が1.0未満、又は一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断において得点が80点未満と診断された旧

基準木造住宅（特定空家等及び不良住宅を除く）。ただし、補助金の交付申請をしようとする年度の前年度末までに耐震診断を実施していること。

- (3) 同一敷地内において、過去に江南市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年9月17日施行）又は、江南市民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年9月1日施行）、江南市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱（平成25年9月1日施行）、江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）による補助金の交付を受けていない者であること。

（補助金の額）

第4条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業に要する経費として、解体工事を実施する施工業者に対して支払う費用で、補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の23%の額かつ20万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び決定）

第5条 申請者は、あらかじめ江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付申請書（様式第1）を別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、市内の次に掲げる各号の地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業の担当部局と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理地区
- (2) 都市計画施設
- (3) 公共事業の買収用地等
- (4) その他市長が協議を必要と認める地区

（補助金の変更申請等）

第6条 前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに江南市民間木造住宅解体工事費補助金変更承認申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、江南市民間木造住宅解体工事費補助金変更承認通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、木造住宅解体工事が予定の期間内に完了しないとき、又は当該整備の遂行が困難になったときは、速やかに江南市民間木造住宅解体工事費遅滞等報告書（様式第5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6）により申請者に指示するものとする。

（木造住宅解体工事の中止又は廃止）

第7条 申請者は、解体工事の中止又は廃止をしようとするときは、江南市民間木造住宅解体工事廃止（中止）届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第8条 申請者は、解体工事が完了したときは、江南市民間木造住宅解体工事完了実績報告書(様式第8)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、当該整備の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 市長は前条第1項の完了実績報告書を受理した場合は、速やかに現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付確定通知書(様式第9)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 申請者は、前条の通知を受けたときは、補助金支払請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 補助対象工事の施工を取りやめたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

江 南 市 長

住 所  
(申請者)

氏 名 ㊟

江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付申請書

江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

《建物の概要》

1 所有者氏名 \_\_\_\_\_

2 地名地番 江南市

3 建設時期 明・大・昭 年 月

4 延べ床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (1階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、2階 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

5 区域等 (該当するものがあれば□に✓を入れる。)

土地区画整理区域内・ 都市計画施設区域内

その他区域 (\_\_\_\_\_)

6 耐震診断の実施及び評点

耐震診断の評点 1階 X方向 \_\_\_\_\_ Y方向 \_\_\_\_\_

2階 X方向 \_\_\_\_\_ Y方向 \_\_\_\_\_

耐震診断の実施機関 (該当するものの□に✓を入れる。)

江南市民間木造住宅耐震診断事業 ( \_\_\_\_\_ 年度実施)

(一財) 愛知県建築住宅センター ( \_\_\_\_\_ 年度実施)

7 解体工事の概要

(1) 工事の名称 解体工事

(2) 施工業者 業者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(3) 予定工期 年 月 日 ~ 年 月 日

(4) 補助対象工事費 \_\_\_\_\_ 円

第 号  
年 月 日

様

江南市長

⑨

江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった民間木造住宅解体工事費に係る補助金について、次のおり交付することに決定したので、江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付条件

- (1) 補助対象住宅の所在地 江南市
- (2) 江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

江南市長

（申請者）住 所  
氏 名

㊟

江南市民間木造住宅解体工事費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知を受けた民間木造住宅解体工事の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

様式第4（第6条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

江南市長 印

江南市民間木造住宅解体工事費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった民間木造住宅解体工事の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 変更後の交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 承認の内容
- 4 その他

年 月 日

江南市長

（申請者）住 所  
氏 名

㊟

江南市民間木造住宅解体工事遅滞等報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知を受けた民間木造住宅解体工事について、下記のとおり工事の遅滞等が生じたので報告します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 遅滞等の内容
- 3 遅滞等の理由



第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

江南市長 印

指 示 書

年 月 日付けで報告のあった民間木造住宅解体工事の遅滞等については、下記  
のとおり指示します。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 指示の内容

様式第7（第7条関係）

年 月 日

江南市長

（申請者）住 所  
氏 名

㊟

江南市民間木造住宅解体工事廃止（中止）届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知を受けた民間木造住宅  
解体工事については、下記のとおり廃止（中止）したいので、届け出ます。

記

- 1 補助対象住宅の所在地
- 2 廃止（中止）の理由

年 月 日

江南市長

（申請者）住 所  
氏 名

㊟

江南市民間木造住宅解体工事完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた民間木造住宅解体工事が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象住宅の所在地

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

様

江南市長

印

江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった民間木造住宅解体工事に係る補助金について、次のとおり交付することに確定したので通知します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第10（第10条関係）

補助金請求書

住所	〒
氏名	(印)

金額			千			円
----	--	--	---	--	--	---

江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、上記金額を請求します。

年 月 日

江南市長

振込先金融機関名・支店名	預金の種類	口座番号	口座名義（フリガナ）

## 江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (添付書類)

第2条 要綱第5条の規定による江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 固定資産税課税台帳登録証明書又はこれに代わる建築年が確認できる書類
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（要綱第2条第2号によるものに限る。）
- (3) 位置図（解体予定場所を明記）
- (4) 工程表
- (5) 写真（解体予定の木造住宅が確認できるもの。）
- (6) 木造住宅解体工事費見積書（施工業者の記名、捺印のあるものに限る。）
- (7) 前年度の市県民税の税納税証明書及び固定資産税の納税証明書
- (8) 木造住宅の所有者でない者は、所有者の同意書
- (9) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

2 要綱第8条の規定による江南市民間木造住宅解体工事完了実績報告書に添付する書類は、次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 木造住宅解体工事に係る契約書の写し
- (2) 木造住宅解体工事に係る請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (3) 写真（木造住宅解体中・解体後が確認できるもの。）

### (完了検査)

第3条 要綱第8条の規定による江南市民間木造住宅解体工事費完了実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

2 前項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書（様式1）により通知する。

### (補助金の取消し)

第4条 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の際、付した条件又はこの要領に違反したとき。

### (補助金の返還)

第5条 前条第2項の規定により補助金の交付を取り消されたときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

様

江南市長

印

検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで提出された江南市民間木造住宅解体工事完了実績報告書に基づき検査した結果、不備が判明しましたので下記のとおり通知します。

また、不備事項の改善を行わない場合は、江南市民間木造住宅解体工事費補助金交付要領第4条第1項により、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

1 不備の箇所

2 不備の内容及び理由